

○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項及び第七十一条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(主任技術者の選任等)	(主任技術者の選任等)

第五十二条 「略」

2 「略」

- 一 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第六号の事業場

- 二 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所及び風力発電所に限る。）

であつて電圧七千ボルト以下で連系等をする

もの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場

- 三 出力千キロワット未満の発電所（前二号に

第五十二条 「略」

2 「略」

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場

「新設」

- 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲

掲げるものを除く。)であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場

四・五 「略」

3・4 「略」

(安全管理審査の方法)

第一百十条 「略」

一 「略」

二 実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。

イ 法定事業者検査の実施場所及び当該検査

記録の保管場所で行うこと。

げるものを除く。)であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場

三・四 「略」

3・4 「略」

(安全管理審査の方法)

第一百十条 「略」

一 「略」

二 実地審査は、法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。

「新設」

<p>ロ 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。</p> <p>三 「略」</p>	<p>「新設」</p> <p>三 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。